

不在者投票のご案内

選挙の期間中（公（告）示日から投票日当日まで）に足立区外（海外は除く）に滞在のため、区内での投票ができない方は、別添の「不在者投票宣誓書（兼請求書）」により足立区選挙管理委員会に投票用紙を請求することで、滞在地の選挙管理委員会で投票をすること（不在者投票）ができます。

《投票用紙の請求から投票までの流れ》

- 1 不在者投票宣誓書（兼請求書）を自書（ワープロ不可）して、足立区選挙管理委員会あてに郵送してください（あて先は下にあります）。FAXやEメールでの受付はできません。必ず郵便で請求をお願いします。
- 2 公（告）示日以降に、足立区選挙管理委員会から、ご本人あてに投票用紙を発送いたします。
- 3 送付されたもの一式（投票用紙など）を滞在地の選挙管理委員会へ持参し、不在者投票を行います。
- 4 投票済の投票用紙は、滞在地の選挙管理委員会から足立区選挙管理委員会へ送付され、足立区の開票所で開票されます。

★注意事項

- 1 不在者投票ができる期間は、公（告）示日の翌日から投票日の前日までです。投票日当日は投票できません。
ただし、選挙が行われていない地域では、投票日前々日の午後5時までの投票となります。
- 2 滞在地での投票場所や投票時間等については、あらかじめ滞在地の選挙管理委員会に確認していただきますようお願いいたします。

あてないで！せんきょけん



エラビー

- 必ず選挙に行きましょう -

＜不在者投票宣誓書（兼請求書）の送付先＞

〒120-8510

東京都足立区中央本町1-17-1

足立区選挙管理委員会事務局 不在者投票担当

電話 03（3880）5581